

あおやぎ

No.288
2022年1月



外科 上野知堯先生 提供

ご存知ですか？ガンマナイフ治療について ② ③

特定行為看護師紹介 ④

医療費のお支払いと未収金収納業務の委託について ⑤

外来診療案内 ⑥



ご存知ですか？ ガンマナイフ治療について

放射線部 瀧澤 洋・関 真志

はじめに

皆さんはガンマナイフという言葉を知っていますか？病気の治療では手術などが思い浮かびますが、体を切ることなく病気を治すことができる治療方法もあります。その1つが頭部疾患専門のガンマナイフ治療です。山形県内では重粒子線治療が始まったことで放射線治療が注目されていますが、重粒子線治療では、頭部疾患の治療は行っておらず、ガンマナイフ治療とは対象とする疾患が異なります。また放射線治療では数回にわたって治療を行うのが一般的ですが、ガンマナイフ治療では基本的には1回で治療を終えることができます。放射線と聞くと怖いという印象を持たれる方もいらっしゃるかもしれませんが、病気を治すことができることも知ってもらえると嬉しいです。では当院のガンマナイフ治療についてご紹介します。

ガンマナイフ治療とは

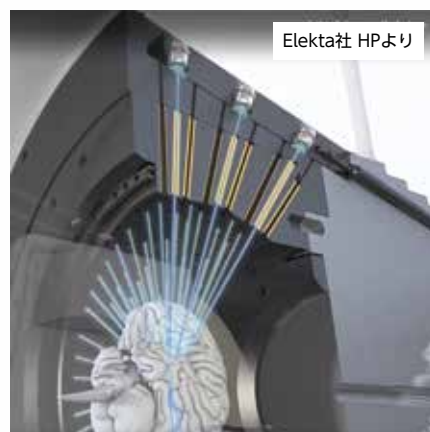
ガンマナイフは、1968年にスウェーデンのカロリンスカ大学の脳神経外科医レクセル教授によって開発された放射線治療装置です。

周囲の正常組織を傷つけることなく、192個の放射線源(コバルト60)から出るガンマ線を用いて治療を行います。放射線を1つの焦点に集中させて悪い部分だけを狙い撃ちします。焦点に集まるまでに正常な部分にも放射線があたってしまうのですが、1本1本のガンマ線はビームが細いので、通り道となった正常組織にはほとんど影響を与えません。ビームが集中する箇所のみが、まるでナイフで切り取られたかのように治療できるので“ガンマナイフ”と名付けられました。手術で開頭することなく病気を治

療できることが一番の特徴です。脳内の小さい病変や深い場所にある病変、または生命維持に不可欠な部位の近くにある病変の場合には手術で取り除くことは難しいことがあります。しかし、そのような場合にもガンマナイフでは治療することができます。開頭を行っているわけではないので治療から退院までの期間が3日で済みます。そのうち治療を行うのは1日だけです。ガンマナイフ治療では放射線を用いて治療しますので治療中に痛みを伴うようなことはありません。治療を行う際には頭部を特殊なフレームで固定しますので0.5mmの精度で治療できます。そのため正常な部分の被ばくを限りなく少なくし、病変部分だけを治療することが可能です。また、ガンマナイフ治療は保険適用で高額



当院のガンマナイフ装置 (elekta 社 Icon)



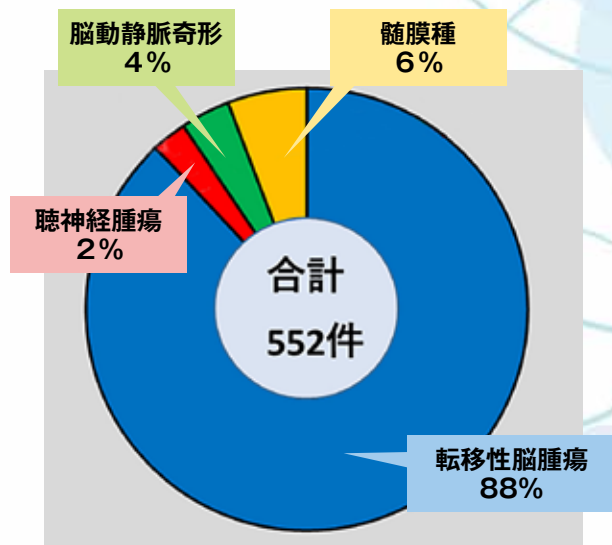
放射線が脳に当たるまでの過程

医療制度の利用もすることができ、病変の個数や大きさによって治療時間は変わりますが、費用は一定のままです。

当院の実績

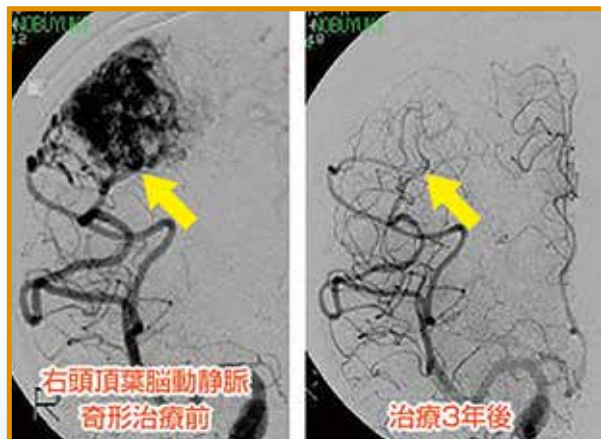
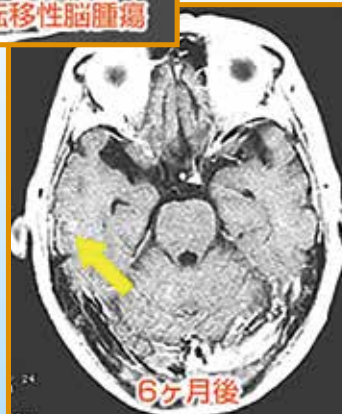
当院では2001年の病院移転当時からガンマナイフ治療を行っています。現在使用している装置は2代目のものになりますが、2代目導入当時（2017年）では国内で3番目に設置された最新鋭の機械です。2021年現在は東北地方で5台のガンマナイフ装置が稼働しています。ガンマナイフ治療は、悪性・良性の脳腫瘍、脳動静脈奇形などの血管障害や三叉神経痛などの機能性脳疾患を対象にしています。当院でのガンマナイフ治療件数は2000件を超え、現在の装置における治療件数は500件を超えています。毎年130件ほどの治療を行っており、多くの患者さんの病気を治してきた実績があり、安心して治療を受けられる環境を整えています。治療終了後も当院の脳神経外科外来で、病変の経過観察を行っておりますが、遠方からお越しの患

者さんにおいては、かかりつけ医で経過を観察することもできます。万が一再発や新たな病変が見つかってしまった場合でもガンマナイフでの追加の治療が可能です。スタッフ一同、患者さんがよりよい生活ができるようにサポート致しますので、ガンマナイフ治療に興味のある方、ご希望の方は気軽に主治医にご相談ください。当院脳外科外来が対応窓口となっております。



2代目装置導入以降の治療件数と内訳

ガンマナイフ治療後の画像比較



ガンマナイフ治療担当スタッフ

特定行為看護師紹介

特定行為看護師ってこんなことやっています！

ICU 主任看護師 奥山 広也

みなさん、こんにちは。集中ケア認定看護師兼特定行為看護師の奥山です。私は現在、ICUやCCU/SCU、HCUといったいわゆる「集中治療室」で働いています。病院に入院している患者さんの中でも、特に重症の患者さんが入院される場所です。

さて、みなさんは「特定行為看護師」という言葉を聞いたことがありますか？私は3年前に特定行為研修を修了し、集中治療部の医師と共に行動し患者さんに看護を提供しています。特定行為看護師とは、2015年に厚生労働省が施行した「特定行為に係る看護師の研修制度」によって生まれた名称です。少子高齢化社会の波を受け、医師不足が叫ばれるようになりました。そこで、看護師でも医師の判断を待たずにすぐに医療を提供できるようにとつくられた制度です。実際にどのようなことができるかという点、これまで医師が行ってきた行為、例えば人工呼吸器の設定を変更する、血圧をあげる薬剤を調整する、動脈から採血を行う、鎮静薬を調整するなど15行為（全行為修了すると38行為）を行うことができます。これらの医療行為を提供することで、これまで人工呼吸器を使っていたために十分なリハビリを行うことや、お風呂



に入ることができなかった患者さんが、移動型の人工呼吸器を使った状態で、リハビリやお風呂に入ることができるようになります。またリハビリや治療に伴う痛み、不安感もすぐに取り除けるよう薬剤を調整することができるようになります。それらの行為を通して

医師や看護スタッフ、リハビリスタッフ、臨床工学技士など院内の様々な職種の方と情報を交換しながら、患者さんのサポートをチームで行っています。

特定行為看護師として看護の役割をさらに拡大させ、より患者さんが安全に安心して医療を受けられるようサポートできるようになったと感じています。これからも皆さんの笑顔を守る県立中央病院であり続けるために、精一杯頑張りたいと思います。

診療看護師 (Nurse Practitioner) とは…

診療看護師 篠村 直子

皆さんは「診療看護師（略称：NP）」とはどのようなことを行う看護師か、ご存知でしょうか？簡単に言うと、医師の診療の一部を行うことができる看護師です。

米国等では、医師の指示を受けずに一定レベルの診断や治療などを行うことができる「Nurse Practitioner: ナース・プラクティショナー」という看護師がいます。これは、医師の負担軽減、チーム医療の円滑化のために、1965年にアメリカで開始された制度です。日本の診療看護師の歴史はまだ浅く、2015年に誕生したばかりで、医師の包括的指示の下で定められた特定行為を行うという点で、米国等のNPとは大きく異なっています。そのため、日常診療の中で医師と協働し診察、診断、治療を行います。

診療看護師は、看護師として5年以上勤務した後、大学院の養成課程で2年間学び、NP資格認定試験に合格することで資格が得られます。現在全国には580人余りの診療看護師がおり、私は2018年から当院の消化器外科で診療看護師として勤務しています。

手術後患者さんの状態が変化している、すぐに医師に診て欲しいけれど医師は急患対応で手が離せない、今すぐ検査や処置が必要だけれど医師は全員手術中・・・。このような時に、診療看護師は医師に代わって診察し、点滴や薬の処方、必要な検査や処置を行うことができます。もちろん独断で行うわけではなく、すべての医療行為は医師の指示のもとに行うことが義務付けられています。必要な医療をタイムリーかつシームレスに提供できる点においては、患者さんにとって非常に良いことです。加えて医師や看護師をはじめとする医療スタッフの負担軽減にも役立っていると思っています。

今後も、日々進歩する医療に対応できるよう研鑽を積みながら、医療スタッフ間の潤滑油として、そして何よりも患者さんのために役立つ存在となれるよう、精進していきたいと思っています。



医療費のお支払いと 未収金収納業務の委託について

当院では、外来の医療費は診療当日に「自動支払機」もしくは「支払窓口」でのお支払いをお願いしております。また、入院の費用は原則として退院時にお支払いをお願いしております。ただし、月をまたいで長期入院をされている場合は、15日頃に前月分の請求書をお渡ししますので、毎月にお支払いをお願いいたします。

一定期間を経過してもお支払いが無い医療費は、「未収金（みしゅうきん）」として管理し、督促状・催告状又は電話等により督促を行っており、患者さんからお支払いが無い場合は、ご家族や保証人の方にも請求させていただいております。

当院では、クレジットカードやネットバンキングによるお支払いも可能です。

休日や時間外のお支払いは、救命救急センター内の自動支払機、又は同センターの受付窓口（クレジットカードのみの取扱い）をご利用ください。（⇒下記案内図参照）

なお、都合により来院できない場合は、お申し出により金融機関で利用できる振込用紙をお送りすることができます。（ただし、利用できる金融機関や金額には制限がありますので、詳しくは下記担当にお問い合わせください。）

また、思いがけない病気やケガ、入院・手術などで医療費が高額になり納期限までに全額のお支払いが困難な場合は、「分割納入」などの支払い方法もありますので、下記担当まで早めに御相談ください。

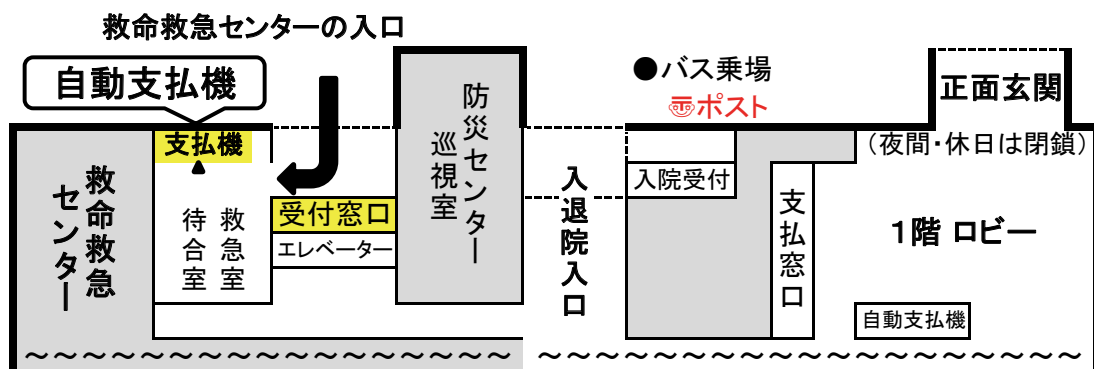
各種医療福祉制度（医療保険の限度額適用認定証・更生医療・養育医療・障害者手帳・介護保険など）については、当院2階の患者サポートセンターで御案内いたします。お気軽に御相談ください。

法律事務所に未収金収納業務を委託します

未収金の存在は、患者さんの負担の公平を損なうとともに病院の経営にも影響があるため、県立病院では、平成25年7月1日から法律事務所に未収金の収納業務を委託しております。令和2年4月1日からは「弁護士法人一番町総合法律事務所（東京第一弁護士会所属）」に委託しており、委託後は、一切の業務を法律事務所が行います。

当院からの医療費支払の督促に応じていただけない場合には、誠に不本意ながら、上記法律事務所に委託させていただきます。やむを得ず法的措置（裁判等）による財産（預貯金・給料・賞与、自動車、不動産など）の差し押さえを行う場合もありますので、まだお支払いしていない医療費がある方は、速やかにご精算くださいますようお願い致します。

山形県立中央病院 救命救急センター内 自動支払機 案内図



【担当】経営戦略課会計係 / 023 - 685 - 2626 (代表)

ブロック	診療科	診療曜日					ブロック	診療科	診療曜日				
		月	火	水	木	金			月	火	水	木	金
A	内科	●	●	●	●	●	D	産婦人科(産科)	● 要紹介状	● 要紹介状	● 要紹介状	● 要紹介状	● 要紹介状
	呼吸器内科	△	FAX 予約のみ	△	△	FAX 予約のみ		産婦人科(婦人科)	FAX 予約のみ	FAX 予約のみ	FAX 予約のみ	FAX 予約のみ	FAX 予約のみ
	血液内科	/	△	△	●	/		頭頸部・耳鼻咽喉科	● 要紹介状	● 要紹介状	● 要紹介状	● 要紹介状	● 要紹介状
	糖尿病・内分泌内科	△	△	●	△	△	E	小児科 新生児内科	●	●	●	●	●
	循環器内科	●	●	●	●	●		小児外科	/	● 午後のみ	/	/	● 午後のみ
	消化器内科	●	●	●	●	●		皮膚科	●	●	●	●	●
B	整形外科	●	●	●	●	●	形成外科	●	/	●	/	●	
	眼科	● 要紹介状	● 要紹介状	● 要紹介状	● 要紹介状 10:30まで	● 要紹介状	F	外科	●	●	●	●	●
	歯科口腔外科	FAX 予約のみ	FAX 予約のみ	FAX 予約のみ	FAX 予約のみ	FAX 予約のみ		呼吸器外科	/	●	●	/	●
脳神経外科	●	●	●	●	●	乳腺外科		●	●	●	/	●	
C	泌尿器科	● 要紹介状	△	● 要紹介状	● 要紹介状	● 要紹介状	心臓血管外科	/	●	/	/	●	
	心療内科	△	△	△	△	△	緩和医療科	△	△	/	△	/	
	脳神経内科	●	△	●	●	●	放射線科	放射線科	●	●	●	●	●

当院を受診する時は

◎初めて受診される方

- ・総合受付(初来院受付)に診察申込書と問診票及び紹介状(紹介状をお持ちの方)を提出のうえ、受付してください。
- ・総合窓口受付開始時間までは番号札をとってお待ちください。

◎再来の方

- ・予約の有無に関わらず、再来受付機で受付してください。
- ・再来受付機は、午前7時30分からご利用になれます。

保険証またはマイナンバーカード(*)のご提示がないと全額自己負担になります。

「お薬手帳」をお持ちの方はご持参ください。

(*)令和3年10月1日より、保険証の代わりにマイナンバーカードによる保険確認が可能になりました。

紹介型外来について

現在、当院においては、一部診療科の外来診療の初診について、【紹介型外来】による医療提供を実施しており、緊急の場合を除いて、紹介状をお持ちの方のみの受付に限らせていただいております。

- 初めての方・予約の方は受診できます
- △ 予約のある方のみ受診できます

歯科口腔外科・婦人科は「かかりつけの先生」からのFAX予約が必要です

- ・内科の火曜・金曜日は症状によっては受付をお断りする場合があります。

非紹介患者初診加算料及び再診加算料について

他の保険医療機関からの紹介がなく、直接当院へ来院された患者さんは、初診に係る費用「非紹介患者初診加算料」として5,090円(税含む)を頂いております。また、当院から他医療機関(大病院を除く)への紹介の申し出後に、当院を受診した患者さんからは「再診加算料」として、2,550円(税含む)を頂いております。

※緊急入院等の場合は除きます。

再来患者さんからの電話予約及び予約変更については、患者サポートセンターで受付けております。

「かかりつけの先生」からのFAX予約も受付けております。

TEL 023-685-2620 (13時～16時)

FAX 023-685-2606 (平日/8時30分～18時 土曜/8時30分～14時30分)